

# 建設経済常任委員会会議録

令和7年9月2日

寒川町議会



出席委員 杉崎委員長、茂内副委員長  
福岡委員、廣田委員、柳田委員、関口委員、青木委員、馬谷原委員、小泉委員、吉田委員  
岸本議長

説明者 畠山都市建設部長、勝又道路課長、彦坂副技幹、飯尾都市整備課長、小林副技幹

案 件  
(付託議案)

- 議案第51号 町道路線の廃止及び変更について
- 議案第52号 町道路線の認定について

午前9時00分 開会

【杉崎委員長】 皆さん、おはようございます。ただいまより建設経済常任委員会を開催いたします。本日の案件は、次第のとおり、付託議案2件でございます。議案の内容につきましては、先日の本会議場で提案説明がございましたが、再度内容をご説明いただき、質疑、討論、採決の順に進めてまいりたいと思いますけども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【杉崎委員長】 また、本日の案件の議案第51号、議案第52号につきましては、関連する議案でありますので、一括議題とし、討論、採決につきましては、個別に行ってまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【杉崎委員長】 それとあと、傍聴の申出が1名ございますけども、許可してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【杉崎委員長】 それでは、執行部が入室するまで暫時休憩いたします。

---

【杉崎委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、議案第51号 町道路線の廃止及び変更について及び議案第52号 町道路線の認定についてを一括議題といたします。本議案についての説明を求めます。

畠山都市建設部長。

【畠山都市建設部長】 皆様、おはようございます。本日もよろしくお願ひいたします。それでは、議案第51号 町道路線の廃止及び変更について、議案第52号 町道路線の認定についてのご審査をお願いいたします。説明につきましては、勝又道路課長、質疑につきましては、本日お許しをいただき同席させていただきたいと思います飯尾都市整備課長及び出席職員にて対応させていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

【杉崎委員長】 勝又道路課長。

【勝又道路課長】 それでは、案件1、議案第51号 町道路線の廃止及び変更について及び案件2、議案第52号 町道路線の認定につきまして一括で説明させていただきます。まず、議案第51号 町道路

線の廃止及び変更につきましては、田端西地区土地区画整理事業に伴い、道路法第10条第3項の規定により提案するものでございます。タブレット資料01、51分の3ページ路線廃止・変更（認定）総括図をまずご覧ください。こちらの図面は、田端西地区土地区画整理事業の区域図を路線の廃止、変更、認定に色分けをした図面でございます。まずは左上の凡例をご覧ください。起点は丸印、終点は矢印で表示しております。また、黄色の破線は路線廃止で、田端23から25号線の3路線ございます。青色の実線及び破線は路線変更で、実線につきましては、既存路線の起点または終点が変更となり、そのまま残る区間でございます。破線につきましては、既存路線の起点または終点が変更となり、廃止される区間でございます。田端7号線から田端39号線まで7路線ございます。また、赤色の実線は、路線認定を示しております。

少々図面が複雑なので、一例を挙げ説明させていただきます。図面の右側中段辺りをご覧ください。田端35号線と書いてある青枠の部分ですね。現在起点は、県道46号の東側約250メートルの田端小動9号線まで、終点は、相模川の堤防の手前田端一之宮15号線までの総延長888.2メートルを認定しておりますが、土地区画整理事業に伴い終点が変更となります。始点はそのままで、県道46号までの区間を残すため路線変更の青色の実線、また県道46号から終点までの区間は、廃止するために路線変更の青色の破線となっております。なお、土地区画整理事業の区域内は、改めて田端51号線及び田端54号線として路線認定の赤色実線、区域外の田端一之宮14号線より西側は、田端49号線として路線認定の赤色実線で表記しております。

それでは、路線廃止につきましてご説明申し上げます。ページは、タブレット51分の5ページ下段中央に振っております資料番号の1ページ路線廃止箇所一覧をご覧ください。こちらは廃止を予定する3路線の位置を示しております。初めに、資料2ページから4ページは、田端23号線の案内図及び幅員、延長等が示された道路台帳図でございます。続いて、資料5ページから6ページは、田端24号線の案内図及び幅員、延長等が示された道路台帳図でございます。最後に、資料7ページから8ページは、田端25号線の案内図及び幅員、延長等が示された道路台帳図、以上3路線合計で714.3メートルの廃止路線延長となります。

次に、路線変更につきましてご説明申し上げます。資料9ページ路線変更箇所一覧をご覧ください。こちらは変更を予定する7路線を示しております。初めに資料10ページから13ページは、終点の変更、田端7号線の案内図及び幅員、延長等が示された道路台帳図、14ページから15ページは、現況写真でございます。続いて、資料16ページから17ページは、起点の変更、田端12号線の案内図及び幅員、延長等が示された道路台帳図、18ページから19ページは、現況写真でございます。続いて、資料20ページから21ページは、起点の変更、田端13号線の案内図及び起終点等が示された道路台帳図、22ページから23ページは、現況写真でございます。続いて、資料24ページから27ページは、終点の変更、田端20号線の案内図及び幅員、延長等が示された道路台帳図、28ページから29ページは、現況写真でございます。続いて、資料30ページから33ページは、終点の変更、田端21号線の案内図及び幅員、延長等が示された道路台帳図、34ページから35ページは、現況写真でございます。続いて、資料36ページから37ページは、終点の変更、田端35号線の案内図及び幅員、延長等が示された道路台帳図、38ページから40ページは、現況写真でございます。最後に、資料41ページから43ページは、終点の変更、田端39号線の案内図及び幅

員、延長等が示された道路台帳図、44ページから46ページは、現況写真、以上7路線合計で1,752.4メートルの路線変更の延長となります。

続きまして、議案第52号 町道路線の認定につきましては、同じく田端西地区土地区画整理事業に伴いまして、道路法第8条第2項の規定により提案するものでございます。

タブレット資料58分の3ページ、路線認定（廃止・変更）総括図をご覧ください。図面の見方は、先ほどご説明申し上げた路線廃止及び変更と同様で、認定につきましては赤色の実線、田端49号線から田端61号線までの13路線でございます。

それでは、路線認定のタブレットでは58分の5ページ、資料ページ1、路線認定箇所一覧をご覧ください。こちらは認定を予定する13路線の位置を示しております。初めに、資料2ページの案内図、資料3から4ページの道路台帳図をご覧ください。路線番号01049、路線名田端49号線、起点田端1591、終点田端1590-6とする幅員9.7から10.1メートル、延長271.3メートル、起点及び終点は資料5ページの現況写真をご覧ください。

続いて、資料6ページは案内図、資料7ページの道路台帳図をご覧ください。路線番号01050、路線名田端50号線、起点田端1156、終点田端1121-1とする幅員6.0メートルから6.0メートル、延長153.6メートル、起点及び中間点並びに終点は、資料8ページから9ページの現況写真をご覧ください。

続いて、資料10ページは案内図、資料11ページから14ページの道路台帳図をご覧ください。路線番号01051、路線名田端51号線、起点田端1162-1、終点田端1265-2とする幅員10.3メートルから35.3メートル、延長628.8メートル、起点及び中間点並びに終点は、資料15ページから18ページの現況写真をご覧ください。

続いて、資料19ページは案内図、資料20ページの道路台帳図をご覧ください。路線番号01052、路線名田端52号線、起点田端1404-3、終点田端1322とする幅員6.0メートルから6.0メートル、延長133.3メートル、起点及び終点は、資料21ページの現況写真をご覧ください。

続いて、資料22ページは案内図、資料23ページの道路台帳図をご覧ください。路線番号01053、路線名田端53号線、起点田端1314-1、終点田端3329とする幅員6.0メートルから6.0メートル、延長63.8メートル、起点及び終点は、資料24ページの現況写真をご覧ください。

続いて、資料25ページは案内図、資料26ページの道路台帳図をご覧ください。路線番号01054、路線名田端54号線、起点田端1735-1、終点田端1734-5とする幅員8.3メートルから8.7メートル、延長25.1メートル、起点及び終点は、資料27ページの現況写真をご覧ください。

続いて、資料28ページは案内図、資料29ページの道路台帳図をご覧ください。路線番号01055、路線名田端55号線、起点田端3322、終点田端3333とする幅員5.0メートルから6.0メートル、延長77.0メートル、起点及び終点は、資料30ページの現況写真をご覧ください。

続いて、31ページは案内図、資料32ページの道路台帳図をご覧ください。路線番号01056、路線名田端56号線、起点田端1445-1、終点田端1495-2とする幅員4.1メートルから4.1メートル、延長38.4メートル、起点及び終点は、資料33ページの現況写真をご覧ください。なお、道路の種別は歩行者専用道路でございます。

続いて、資料34ページは案内図、資料35ページの道路台帳図をご覧ください。路線番号01057、路線

名田端57号線、起点田端1501、終点田端1435－2とする幅員6.0メートルから8.1メートル、延長150.6メートル、起点及び中間点並びに終点は、資料36ページから37ページの現況写真をご覧ください。

続いて、資料38ページは案内図、資料39ページの道路台帳図をご覧ください。路線番号01058、路線名田端58号線、起点田端1428－1、終点田端1420とする幅員6.0メートルから6.0メートル、延長96.7メートル、起点及び終点は、資料40ページの現況写真をご覧ください。

資料41ページは案内図、資料42ページの道路台帳図をご覧ください。この路線は、茅ヶ崎市との行政界に位置し、道路の北側の半面のみ寒川町の管理する道路でございます。路線番号01059、路線名田端59号線、起点田端1498－2、終点田端1424－2とする幅員6.0メートルから6.0メートル、延長135.4メートル、起点及び中間点は、資料43ページの現況写真をご覧ください。上段につきましては、起点の県道46号から西側を見た写真でございます。下段は、さらに約30メートル西側に行ったところの現況写真でございます。44ページの上段は、さらに約40メートル西側の写真でございまして、以上の3枚の写真は中央から向かって右側、また、44ページの下段は、向かって左側の歩道が整備されている半面につきまして田端59号線でございます。

続きまして、資料45ページは案内図、資料46ページの道路台帳図をご覧ください。路線番号01060、路線名田端65号線、起点田端1417、終点田端3267－1とする幅員6.0メートルから6.0メートル、延長76.4メートル、起点及び終点は、資料47ページの現況写真をご覧ください。

最後に、資料48ページは案内図、資料49ページから51ページの道路台帳図をご覧ください。路線番号01061、路線名田端61号線、起点田端3241、終点田端3259とする幅員5.28メートルから15.2メートル、延長526.5メートル、起点及び中間点並びに終点は、資料52ページからの現況写真をご覧ください。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

【杉崎委員長】 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

柳田委員。

【柳田委員】 2点お伺いします。議案第51号の2ページ、3ページが一番見やすいのなと思うんですが、路線廃止で田端25、24、23があります。23は近年まだ砂利地だったところだと思うんですけど、区画整理に伴って全ての路線の廃止だとか、変更というのは、区画整理が背景にあるのかなとは思っていたんですけど、田端24と25の道は、現在ないと思うんですよ。銀河大橋ができる前までは、私が子どものときはあったと思うんです。その辺でラジコンを走らせている人が多かったので、あったんですね。24と25は、銀河大橋ができる前だったので車もなかなかなくて砂利道だったと思うんですけど、縦貫ができた辺りから廃止されていた記憶があるんですけど、今回区画整理に伴って路線を廃止しているのかという点と、あと24、25は、今は存在しないと思うんですけど、その背景というんですかね。区画整理に伴って路線廃止しているのか、24、25だけ時期が違うのかなと思うんですけど、それはどのような背景なのかお伺いします。2点目なんですけど、始まりから終わりまで矢印が描いてあるんですけど、これは一通ということなんでしょうか。一通だから始点があつて終点があるのか、矢印のとおりのところが物流倉庫ができる可能性が高いところなんだと思いますので、車の流れを考えて一通にされているのか、具体的にどうなのかお伺いします。

以上2点お伺いします。

【杉崎委員長】 勝又道路課長。

【勝又道路課長】 2点目からお答えさせていただければと思います。矢印の方向なんですが、こちらはあくまでも起点が丸印、終点が矢印という形で、基本的には一方通行ということではなくて、路線の認定の始まり方、起点の住所、終点の住所の決め方のルールがございまして、重要な路線を起点でスタートさせて終点はその反対側という形で決めておりますので、あくまでもそのルールにのっとった形で矢印はついているということで、一方通行ではございません。2点目が、少々お待ちくださいませ。すみません。

【杉崎委員長】 小林副技幹。

【小林副技幹】 今ご質問がございました田端24号線、25号線なんですけれども、今回区画整理事業で完全に道路がなくなったということで、ここで完全に廃止という形でやらせていただいているんですけれども、その前の段階ですと、縦貫道路ができて重なった部分につきましては、部分的に供用が停止という形で、道路台帳は破線表示で示されて、ここ数年間はやっていったような形になっておりますので、完全な廃止というのは、歩道の残った道路が今回区画整理でなくなったというところで、全て廃止という形でやってございます。

以上です。

【杉崎委員長】 柳田委員。

【柳田委員】 分かりました。廃止の部分については、もともと縦貫のときには廃止にしていたけど、ずっと公式には廃止にしていなくて、今回区画整理に伴って一緒に廃止していくというところで、同じ地区内で廃止していない道路は実際あったんだけどなかったというのは、漏れなく今回は全て廃止したことによろしいでしょうか。2点目の質問なんですけど、一通ではないというのが分かりました。そうなったときに、今住宅地側は結構トラックが停まり始めたり、造成工事に伴ってかどうか分からないんですけど、あと市街化調整区域の農地転用とかが最近は多くなってきたのか、どの影響かは分からなないんですけど、トラックが停まるようになってきています。今写真を見る限りでは、通行止めだとか、そういう表示は何もない状態なので、さらに物流が来るとなると、例えばこの辺でいえば大神地区を見ていただくと、129は道路は既に通っています。その裏は何も表示がないので物流のトラックがいっぱい道路に停まっていたりすると思うんですよ。今まで田端にそんなにトラックは来たこともないので、景色がかなり変わってしまうのかなと思うところで、実態として道路標識というのはこれから考えていくのか、それともつけない予定なのか、今回町道認定するに当たってどのようなことになっているのかお伺いします。

【杉崎委員長】 小林副技幹。

【小林副技幹】 まず、1点目の廃止につきましては、今回この区画整理区域内の使わなくなった路線は、この3本で全て廃止という形で間違いないです。2点目につきまして、田端のトラックの関係なんですけれども、警察との協議の中では警察として規制の標識を今後つけるということは考えていないということで、町として指導というか、見回り等を含めてやっていく、もちろん警察にも見回り等はやってくださいということでお願いはしているところですけども、特段規制標識は今後警察ではそういうものはつけないという協議になってございます。

以上です。

【杉崎委員長】 柳田委員。

【柳田委員】 分かりました。しかし、近隣では大神地区の工場のエリアにトラックは停まっていますし、今田端内の住宅地側にも止まっていたりします。これからできるとなると、特に物流の場合であれば、もちろんトラックが増えると思われます。現時点でインターを下りたところも昼間は渋滞になつたりしているんですよね。なので、今そういったところが考えられるので、今答弁を聞きましたけど、警察との協議だとか、町として留意していただければと思います。

以上意見でお願いします。

【杉崎委員長】 他にございますか。

福岡委員。

【福岡委員】 議案第52号でお伺いしたいんですが、ページ数58分の37、田端56号線の件でお伺いしたいのですが、こちらは現況写真でも車両通行止めの形で歩行者のみの道路となっているんですが、こちらは町道認定という形で今回お申し出いただいているんですが、区画整理の関係上いろんな事情があると思うんですが、道路以外の活用方法はこの土地は難しいのかなと、通路として通る人がすごく制限されている中で、ここを道路以外の活用方法というのは難しいのかどうかを、道路として認定しなければいけない場所なのかどうかというのを確認できればと思います。

【杉崎委員長】 小林副技幹。

【小林副技幹】 こちらの道路としての活用以外というお話をいただきましたけれども、実は従前からもともと4メートルの道路がありましたところで、そちらは道路の道路敷をもともとのやつを生かした形で、こちらはもともと店舗も多い地区ではございますので、なるべく移動が少ないような換地になるように設計されたということで組合からは聞いてございます。

【杉崎委員長】 他にございますか。

関口委員。

【関口委員】 先ほどの柳田委員の田端24、25の関係で、実際にはこの部分は先ほど説明があったとおりに、その段階じゃなくて、区画整理事業があるということが想定されていたので、こういう形にして今回の廃止の提案があったんですけども、実際には縦貫道の関係ですので、何年もここが変更もしないでこのままで置き去りにされていた、こういうことになるわけですけども、町道路線の部分については、実際には変更もしないでそのまま置いておいても何の支障がないのかどうか、ということは、区画整理事業という事例があるがゆえにこういう形がとれるのか、よその道路を廃止する場合にそういうことは多分私はないんだろうと思うんですね。ですから、できればこういう道路については、速やかに変更ないし廃止というものをやっていかなければいけないんだろうと、こういう気がするんですが、何か規定があって延ばすことができるのか、そもそも論で本当に申し訳ないんだけども、こういう形での廃止というのは、私は初めて伺う内容になるので確認していけたらなと思うんですが、まず区画整理事業区域内は外して、ほかのところを廃止する、こういうテクニックとか、こういう形で使って、その部分については整理していく、こういう形をとったほうがいいのか、そうじゃなくて、この時点で併せて廃止と、それから認定という形でやっていったほうがいいのか、この辺について定義とか、この

ままにしておいても何の問題もなかった、こういうことでここまで延ばしたんだろうと思うんですが、道路法第10条第3項の規定によってのこの部分で何の問題もないのかどうか、その辺について見解をいただけますか。

【杉崎委員長】 勝又道路課長。

【勝又道路課長】 ご質問の関口委員おっしゃるとおり、田端25号線、24号線は、何年か使用していない形であったということで、先ほど小林が答弁したように、供用を止めていたということで、道路台帳上は破線という形で一旦認定はしているんですが、供用していないということで、未供用で止めているという形になっておりまして、一般的に縦貫道路を整備したり、グリーンラインもそうなんんですけど、県や国の事業があるとき、あるいは区画整理があるときには一旦供用を止めていて、実際はこのような形で、議決をいただくのが路線認定と路線の廃止、変更が議決で必要であるということで、事務の手続上は供用を止めている形になっているんですが、議決はこういった形で実際には皆さんにお知らせしているということでございまして、その部分の定義をお調べして後ほどご説明させていただければと思います。

【杉崎委員長】 関口委員。

【関口委員】 ある意味では、止めておくということは分かりますけども、なるべく速やかに処理するということが、基本的にはあるんじゃないかなという気がするんですけども、区画整理部分については新たに廃止、認定していくという形をとって、そうでない部分については廃止しちゃう、いつまでも持ち続けるのではなくてして、停止にしておくんじゃなくて廃止してしまう、こういう処理の仕方をえてしなくとも何の問題もないのであれば、役所内で法的にも別に何の問題もないであって、あくまでもこの時期まで延ばして一緒に町道認定、町道廃止、町道変更という形で議会の承認を得るという形をとつていけばいいという、その間に特別そのような行為を起こさなくとも大丈夫なんだということがこちらで理解できれば、それで結構だと思いますので、その辺について、今調べてということであれば、委員長にお任せしますので、できたら規定的なものがあれば示していただければと思います。

【杉崎委員長】 暫時休憩いたします。議案なのでここではっきりさせたほうかよろしいかと思います。

---

【杉崎委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、答弁をお願いいたします。

勝又道路課長。

【勝又道路課長】 すみません。お時間をいただきまして、ありがとうございます。

先ほど関口委員のご質問ということで、速やかに供用開始を止めたのであれば、路線の廃止、変更等をすればいいのではないかということで、その根拠でございます。こちらは道路法第18条第2項、道路法第18条は、道路の区域の決定及び供用の開始等ということで、18条がございまして、その中の第2項、道路管理者は、道路の供用を開始し、または廃止しようとする場合においては、国土交通省令で定めるところによりその旨を公示し、いわゆる縦覧ですね、縦覧してくださいよということで実施することになっているんですが、こちらはさがみ縦貫道路を整備する際に、時期まで捉えていないんですが、道路

の工事をしますよと、縦貫の工事をしますよというときに通行ができなくなるということで、道路課で供用を止めるよということで縦覧しております、通行を止めているということで、当然支障がないように、その旨を周知しているということでございますので、根拠としてはこういったものがございますので、問題ないと捉えてございます。

以上でございます。

それで、今のタイミングで廃止または変更ということで手続をしているのは、区画整理も併せてやるような形でタイミング的には来てしまいましたので、まとめて区画整理の区域内について改めて道路を整備して路線の認定、廃止、変更が一括で、その3点につきましては、議決を得るということでございますので、改めて番号を振り直すために今回議決をいただくということで、即時に手続をしないで、このタイミングで議会に上程させていただいたというものです。

【杉崎委員長】 関口委員。

【関口委員】 要は実際には町道としては使えなくなった、先ほどの話の中で廃止というか、町ではその部分については変更しないで、そのままでもって止めておいた、こういうことになるんですけども、5年、10年と止めておいても何の問題もない、あくまでも区画整理と同時に同じように認定、廃止、変更するんだから、その時点まで延ばしてやっても何の問題もない、こういう捉え方をしても問題ないとこちらは解釈していいのかどうか、先ほどの規定的な話がありましたけど、それは速やかにやらなくとも何の問題もないんだと、こういう捉え方でこちらとしてはいいのか、あくまでも町が承知していれば、住民に対しては、先ほども話があったように、ちゃんと縦覧して、この道路は使えませんよということを周知しておけばいいんだと、こういう捉え方でもって判断していいという、こういう受け止め方でいいのかどうか、その辺の確認をもう一回させてください。

【杉崎委員長】 供用停止の公示をしたんですよね。そういったところの答弁をしっかりととしていただいて、問題があるのかないのか答弁をお願いしたいと思います。

勝又道路課長。

【勝又道路課長】 告示をして周知しているという中で、問題ないと捉えているということでございます。関口委員がおっしゃる考え方、捉え方としては問題ないとということでございます。

【杉崎委員長】 畠山都市建設部長。

【畠山都市建設部長】 すみません。若干補足といいますか、整理させていただければと思います。まず、今上がっております田端24と25号線、こちらは供用を停止しましたという大本については、さがみ縦貫道路の整備が入ってくるところで、全路線ではなくて縦貫に絡む部分というのを先ほどのお話で供用を止めたというのがスタートになります。ただ、止めた部分につながる部分については、区画整理の中で整備を行ってきていたというのが基本になります。供用を止めることについては、先ほどの話で皆様に道路法に基づいて止めるということを周知させていただいて、その結果、その道路については歩行者も車も通らないというところでいいけば、実態としても法的にもそれで支障はないという判断を我々はさせていただいたところです。周りの土地の区画整理が進んで、接続する部分の道路が完成しました。そこで新たな変更の位置もここでしっかりと明確になったというところで、このタイミングで全てまとめて認定、廃止、変更というような手続を取らせていただいているということで動いてきたとい

うような状況でございます。整理させていただいて、お答えになっているかどうかというのはあれなんですが、そんなところで我々は捉えている状況でございます。

以上です。

【杉崎委員長】 それは問題ないということですね。ずっとその期間を置いた中でも廃止せずにこのままで供用の停止という形で来て、ここで整理をしながら廃止、変更等々を行っても問題はないということでおろしいですか、法的に。

部長、どうぞ。

【畠山都市建設部長】 すみません。様々なケースがありますけれども、町内においてはグリーンラインであったり、そういう整備に伴って堤防の切り欠きの部分が宮山にあったんですが、そちらは廃止して供用を止めているという部分がございます。ただ、それについてもまだ全体的な移管の手続とか、そういうものも終わっていない状況もございますので、供用を止めてそのままに置いてある状況、この後移管の手続等、そういうものを立会いも含めて全部整理がついた段階でその路線の認定、廃止という作業にまた入っていくというケースもありますので、事業の進捗に伴った中で今回のような議決をいただくというものは随時その事業の進捗の中で進めていくというようなところで、ほかの箇所についてもそのような動きはさせていただいているという事例もございます。そういうケースもありますよということで補足させていただきました。

【杉崎委員長】 他にございますか。

小泉委員。

【小泉委員】 議案の51号に係るかと思うんですが、路線の変更に当たって廃止される部分で、2つ路線がありまして、1つが、田端21号線の変更に伴う廃止部分、もう一つが、田端13号線の変更に伴う廃止部分のうち路線認定を新しくされる53号と60号の区間、これが変更で廃止になっちゃっているので、町道としては認定が外れるということだと思うんですが、まず田端21号線、つまり県道46号線から西側の部分は、ここは普通に細い車道があったと思うんですけど、変電所と北側の敷地からずっと東西に。この道路は廃止になってしまですか。ということと、さらに新しく認定される60号と53号の間は、ちょうど圏央道の高架下の歩道になっている部分じゃないかなと思いまして、ここは普通に今でも歩道橋への取付け部分としてですか、歩行者が通れるようになっていると思うんですけど、ここを廃止しちゃうとどうなってしまうのか、この辺りの扱いについて教えていただきたいなと思います。

【杉崎委員長】 小林副技幹。

【小林副技幹】 まず、田端21号線からなんですけども、こちらは県道から西側の部分につきましては、仮換地によって道路敷きが全てなくなっている状態になっておりますので、道路形状が今現在ないような状況でございます。なので廃止という形になります。また、64号と53号の間、高架のところなんですけども、高架下は基本的に国の管理に今なっておりまして、特に横断している、つながっている道路でしたら重複町道というのはあるかとは思うんですが、こちらの部分は県道が挟まって町としての道路が連続していないので、町の管理部分からは今外れている、町道認定を外しているという感じになります。

以上です。

【杉崎委員長】 小泉委員。

【小泉委員】 21号の件は分かりました。となりますと、もう一つの13号のなくなる部分、圏央道の下のところ、今、国の管理になっているということは、圏央道ができた段階で町の管理から外れて、国側の管理する部分になっていたということで間違いないんでしょうかね、この歩道の部分というのは。そこは確認させてください。

【杉崎委員長】 暫時休憩いたします。

---

【杉崎委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

休憩前の質疑に対しての答弁をお願いいたします。

勝又道路課長。

【勝又道路課長】 小泉委員のご質問で、縦貫の下の部分、廃止した田端13号線の県道44号線から北側のさがみ縦貫道路の高架下を廃止しても大丈夫なのかというご質問だと思うんですが、こちらはこの路線に限らず、さがみ縦貫道路の下の部分につきましては国の所有している土地でございまして、上に国道が走っておりますので、国なり県なりの上級官庁が管理している道路につきましては、上級官庁で管理するというルールがございますので、その部分については町道認定しないということで、田端60号線をその手前まで南側から認定して、縦貫の周遊道路の手前のインターの周りの道路は、実はこちらについては、これから町と協議して移管するような形で、追って町道認定という形になろうかと思うんですが、その北側についても県道を挟んでいますので、県道44号は国ではなくて県の管理でございます。その北側について縦貫の下になるので国の管理ということで、それを通り過ぎた北側が田端53号線で認定するという形で管理しておりますので、そういういた根拠でございます。

以上でございます。

【杉崎委員長】 小泉委員。

【小泉委員】 一応根拠の辺りに関しては分かりました。国が所有して管理しているということで、この部分に関して、ここは歩道橋がすぐ上にあります、ちょうど県道44号を渡れるような歩道橋ですね。これは取付け口にも面していますので、今後この部分に関しては、しっかり国が面倒を見てくれるといいますか、今後とも維持してくれるという担保というのは取れているんでしょうか。それだけ最後にお伺いいたします。

【杉崎委員長】 勝又道路課長。

【勝又道路課長】 一般的な道路の管理につきましては、調整しております、必要な部分は町に移管していただいて、その他に関しましては、国が当然維持管理をしていくということで調整済みでございます。

【杉崎委員長】 他にございますか。

(「なし」の声あり)

【杉崎委員長】 これをもって質疑を終結いたします。お疲れさまでございました。

暫時休憩いたします。

---

【杉崎委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

本日建設経済常任委員会に付託された議案は、質疑まで終了いたしました。この後討論、採決の予定ですが、討論のための休憩についていかがいたしましょうか。

(「なし」の声あり)

【杉崎委員長】 それでは、休憩なしで続けたいと思います。

これより討論に入ります。議案第51号 町道路線の廃止及び変更について討論はありませんか。まずは反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【杉崎委員長】 賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【杉崎委員長】 それでは、討論なしと認めます。

これより議案第51号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【杉崎委員長】 賛成全員であります。よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第52号 町道路線の認定について討論はありませんか。まずは反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【杉崎委員長】 賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【杉崎委員長】 討論はないようですので、討論なしと認めます。

これより議案第52号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【杉崎委員長】 賛成全員であります。よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議題は終了いたしました。

これをもちまして建設経済常任委員会を終了いたします。お疲れさまでございました。

午前10時13分 閉会

---

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和 7年 11月 25日

委員長 杉崎 隆之